



# 地域安全ニュース

平成25年7月号

## みんなで作ろう安全安心のまち

～犯罪・交通事故のない社会の実現を～

### 「押し買い」と「送り付け商法」にご注意！

#### 「押し買い」とは・・・

業者が自宅を訪問し、強引に貴金属の買い取りを迫る事案です。

断ってもしつこく買い取りを迫ったり、「大手業者」と言って信用させる手口もあります。

#### 「送り付け商法」とは・・・

注文していない商品を勝手に送り付け、断らなければ買ったものとみなして代金を一方的に請求する方法です。

県内では「サプリメント(健康食品)」を使った事案が多い状況です。

### きっぱりと断ってください！！

#### 「押し買い」

- ◇ 買い取ってもらう意思がなければ、絶対に玄関を開けず、インターホンやドア越しに対応し、きっぱりと断ってください。断っているのに業者が帰らない場合は、警察に通報して下さい。

#### 「送り付け商法」

- ◇ 注文していない商品が届いたら、封を開けずに送り返してください。開封してしまった場合、使用、消費をすることなく消費生活センター等に相談してください。
- ◇ 電話勧誘で購入してしまった場合、8日間以内ならクーリングオフができます。警察や消費生活センターにご相談を！



香芝市生活安全推進協議会